

盛土規制法の運用に係る説明会 質問と回答（東青地区）

No	資料該当頁	質問	回答
1 盛土規制法の概要			
1-1	説明資料 P.9	許可担当課について、申請工事範囲にて林地開発許可の有無が混在する場合、技術審査担当課については「有」側の担当課になるのか。	フォームにて申請いただければ、林地開発許可の有無等により、都市計画課にて担当課へ割り振らせていただきますので、まずはフォームにて申請していただければと思います。
1-2	説明資料 P.11	事前相談フォームは「青森市」および「八戸市」も設ける予定はあるか。	青森市および八戸市ともに設けていないため、事前相談については窓口および電話にて対応することです。
2 許可・届出を要する工事			
2-1	—	工事規模が盛土規制法申請対象規模であって、工事中のみの盛土（工事完了後原状回復：工事用道路等を想定）をする場合について、工事中のみ行う盛土は規制対象になりうるか。	本工事自体が盛土規制法申請対象であるという前提で、工事現場内で発生したものを現場内にとどめておき、最終的になくなるというものであれば対象にはなりません。 しかし、現場内から離れた箇所に盛土をするとなると規制対象となる可能性もあるため、個別相談にて確認していただければと思います。
2-2	説明資料 P.30	事業（民間）の中で森林管理署にて管理している林道を使用させてもらっているのだが、大雨等にて崩れた路肩等を林道を使用している民間業者が補修する場合は規制対象外となるのか。	個別的な質問に該当しますので、事前相談フォームよりご質問願います。
2-3	説明資料 P.35	床掘・埋戻しについては許可不要とあるが、「原状復旧を行う工事」であれば許可不要ということでしょうか。	基本的に説明資料 P.35の図に示したようなものであれば許可不要という認識で構いません。 埋戻し以上に盛土等を行うのであれば、個別にご相談いただければと思います。
2-4	説明資料 P.56	既着手の届出工事については、技術的基準への適合は求められるのか。	既着手にかかわらず届出工事については技術的基準への適合は求めません。
3 許可申請・届出の手続き			
3-1	許可申請の手引き P.43	事業者が運営するストックヤードについて、ヤードの中に法定外公共物（水路等）が入ることがあるのだが、盛土規制法に基づく手続きにて、役場の同意を得れば問題ないか。	市町村管理のものであれば、市町村の同意があれば問題ありません。
3-2	説明資料 P.43	土地所有者の同意について、「ガイドライン」にて印鑑証明が必要となるが、工事主が「使用収益権」を設定している場合も印鑑証明書が必要か。	工事主が「使用収益権」を設定していても所有者が別であれば「土地所有者の同意書」および「印鑑証明書」も必要となります。
3-3	説明資料 P.44	土地所有者の同意だけでなく、「周辺住民の同意書」も必要なのか。	周辺住民からの同意は不要です。
3-4	様式集 P.118	土地の所在地及び地番を記入する欄にて、「地番」がついてない箇所は「～地先」といった表現でもよいのか。（後日回答としていたもの）	「～地先」表現としていたい問題ありません。
3-5	説明資料 P.45	周辺住民への周知の範囲について、周知範囲に対象の自治体（住民）が存在しない場合、周知は不要なるのか。	ご認識のとおり、不要となります。
3-6	説明資料 P.46～P.47	許可申請において、図面等の「設計者の資格」の資格を有するような書類もあるが、どこまでが行政書士の裁量か、県の見解を伺いたい。	許可申請手続きにおける、行政書士の裁量については県で特に定めるものではありません。
3-7	説明資料 P.55～P.56	既着手工事の届出にて、提出書類が届出書だけのようだが、事前相談時に図面等は必要か。	こちらで事業概要を把握させていただくため、既存の図面等を確認させていただくことがあります。 なお、盛土等の規模によっては追加で図面等が必要となります。 また、計画変更時に許可等が必要となる可能性もあることを留意してください。
3-8	手引き(制度編) P.56	既着手工事の届出時に、「必要に応じてその他図書を求める」と記載されているが、「その他図書」について具体的に想定しているものはあるか。	具体的に想定しているものはありませんが、個別事案にて例示した書類で確認できない場合を想定して記載しております。
4 定期報告・各種検査			
4-1	説明資料 P.59	定期報告対象案件は、許可対象案件のみでよいのか。	許可対象案件（みなし許可案件を含む）かつ一定規模以上であり、期間が3ヶ月を超える工事にて必要となります。

盛土規制法の運用に係る説明会 質問と回答（中南地区）

No	資料該当頁	質問	回答
2 許可・届出を要する工事			
2-1	説明資料 P.14	事業者が営む残土処分場に土石を搬出する場合は、残土処分事業者が申請を行うと認識してよいか。	ご認識のとおりです。 ただし、土石搬入の前に搬入先の処分場が盛土規制法の許可・届出を提出しているか確認する必要があります。